

# 石川県防災会議

日時：令和5年10月25日(水)13:30～

場所：県庁 災害対策本部室（Web 併用）

## 〈 次 第 〉

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

石川県地域防災計画（一般災害対策編等）の見直しについて

4 災害救助法の適用の判断について

5 閉 会

自然災害の激甚化や防災気象情報の見直し等を踏まえ、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、**災害対策本部を設置する基準について、所要の見直しを行う。**

## 現行

県下に相当規模の災害の発生が予測され、又は、発生し災害対策本部を設置してその対策を要すると知事が認めるとき。

## 見直し案

現行基準に加え、災害発生の危険度が急激に高まり、次の気象情報が発表された場合、災害対策本部を自動設置とする。

- ① 顕著な大雨に関する気象情報又は大雨特別警報
- ② // 大雪 // 大雪 //
- ③ 暴風雪特別警報、④ 暴風特別警報、⑤ 波浪特別警報、⑥ 高潮特別警報

※石川県における過去の気象情報発表状況

- ・ 顕著な大雨に関する気象情報（R5.7）
- ・ 顕著な大雪に関する気象情報（R3.1、R4.2、R4.12）
- ・ 特別警報（※H25.8～運用開始）はいずれも発表事例なし

## 雨

### 大雨特別警報

数十年に一度の大雨が予想される場合に、各指数を基に気象庁が発表  
(H25.8月から運用)

### 土砂災害警戒情報

土壌雨量指数※1と1時間雨量を基に  
県と気象庁が共同で発表

### 大雨警報 洪水警報

土壌雨量指数※1や表面雨量指数※2  
等を基に気象庁が発表

### 大雨注意報 洪水注意報

土壌雨量指数※1や表面雨量指数※2  
等を基に気象庁が発表

### 顕著な大雨に 関する気象情報

(R3.6月から運用)

線状降水帯が発生又は  
発生するおそれがある  
場合に発表



災害の発生の危険度が  
急激に高まっている

毎年のように線状降水帯  
による顕著な大雨が発生  
しており、非常に激しい  
雨が同じ場所で実際に降  
り続けている状況を「線  
状降水帯」というキーワ  
ードを使って解説するもの。

### 記録的短時間 大雨情報

(S61.4月から運用)

1時間あたり80mm  
以上の数年に一度  
程度しか発生しないよ  
うな短時間の大雨を  
観測または解析した  
場合に発表



災害の発生につながる  
おそれがある

現在の降雨がその地域に  
とって土砂災害や 浸水  
害、中小河川の洪水災害  
の発生につながるような、  
稀にしか観測しない雨量  
であることをお知らせす  
るもの。

## 雪

### 大雪特別警報 暴風雪特別警報

数十年に一度の大雪が予想される場合に、  
各指数を基に気象庁が発表  
(H25.8月から運用)

### 大雪警報

降雪の深さを基に気象庁が発表

### 大雪注意報

降雪の深さを基に気象庁が発表

### 顕著な大雪に関する 気象情報

(R1.11月から運用)

重大な災害の発生する可能性が高まり、  
一層の警戒が必要となるような短時間  
の大雪となることを見込まれる場合に  
発表



大規模な交通障害や災害の発生の  
危険度が急激に高まっている

※1 土壌雨量指数について  
降った雨による土砂災害危険度の  
高まりを把握するための指標。

積算雨量と今後数時間の雨量予想  
等のデータから、降雨がどの程度地面  
の下に蓄えられているかを数値化し  
たもの。

※2 表面雨量指数について  
短時間強雨による浸水危険度の高まり  
を把握するための指標。

地面の被覆状況や地質、地形勾配など  
を考慮して、降った雨が地表面にどれだけ  
溜まっているかを数値化したもの。

- 災害救助法は、都道府県知事が市町村毎の区域を定めて適用することとされており、都道府県において、市町村からの情報等により、適用の可能性を判断。
- 国（内閣府防災）からも報道等の情報を元に、被害の大きいと思われる都道府県に対して、法適用の助言を行っており、助言を契機に法適用の検討が開始される事例も多い。

■住家への被害の状況が明らかな場合

< 1～3号基準 >

○市町村ごとに客観的な基準が明確であることから、**適用の判断がしやすい反面**、住家被害の確定には一定の期間を要するため、**発災後ただちに適用判断することが困難**。

- ・ 1号基準：市町村内の人口規模に応じた滅失世帯数（※津幡町 60 世帯以上）
- ・ 2号基準：都道府県内の人口規模に応じた滅失世帯数 かつ 市町村内の人口規模に応じた滅失世帯数（※石川県内全体で 1,500 世帯以上 かつ 津幡町 30 世帯以上）
- ・ 3号基準：都道府県内の人口規模に応じた滅失世帯数 かつ 市町村の滅失世帯が多数（※石川県内全体で 7,000 世帯以上 かつ 市町村最低 5 世帯以上）

■被害の状況は判明していないが、間違いなく被害は発生している場合

< 4号基準 >

○**発災後の迅速な適用が可能**であるが、客観的な基準があるわけではないことから、**被害の程度が不明確な状況での適用を逡巡する傾向**がある。

- ・ 4号基準：多数の者が生命・身体への危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、多数の者が避難して、継続的に救助を必要とする場合

「災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号に基づく災害救助法の迅速な適用について」（令和 5 年 8 月 3 1 日 内閣府事務連絡）

**被災者の一日も早い生活再建のため、迅速な災害救助法の適用が必要であり、発災時に迅速な判断が可能な 4号基準を積極的に検討すべき。**

4号基準を積極的に検討するべきと考えられる具体例、

1. 「都道府県災害対策本部」及び「市町村災害対策本部」が設置されていること。

かつ、

2. 災害により、現に住家被害が発生している、又は、発生する（発生している）蓋然性が高いこと。

- ・ 1 棟でも住家被害が発生した事実を確認される場合（その周辺の住家にも同様の被害が生じている蓋然性が高い）
- ・ 気象庁から、「顕著な大雨に関する気象情報」や「特別警報」が発表されている場合
- ・ 市町村長から「緊急安全確保」が発令されている場合

又は、

3. 原則として避難所が開設され、避難生活が継続すると見込まれること。（\*）

\* 大規模な停電・断水、孤立集落が発生し、復旧・解消に一定期間を要する場合を含む